

2025 年 11 月 6 日
団体年金事業部

退職給付会計の割引率(第2回)

ー 計算に使用する割引率の決め方 ー

昨今の金利上昇を受け、退職給付会計で使用する割引率が上昇傾向にあります。割引率は、退職給付債務を計算する際に用いられる重要な計算基礎です。

12 月末決算や 3 月末決算に向けて、これから退職給付会計に向けた準備を始める企業さまも多くなってくることを踏まえて、本シリーズでは退職給付会計における割引率に焦点を当て、実務と密接に関連するトピックを全 3 回に分けて紹介することとしました。

第 2 回は、計算に使用する割引率の決め方について説明します。
本シリーズが退職給付会計の実務を行う際に参考となれば幸いです。

【ご参考】

○退職給付会計の割引率(第1回) ー 割引率の概要と設定方法 ー

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2080>

退職給付会計の割引率(第2回)

ー 計算に使用する割引率の決め方 ー

目次

- 1. はじめに
 - 2. 二点補正の精度
 - 3. 割引率の決め方の例(重要性基準を採用していない場合)
 - 4. 割引率の決め方の例(重要性基準を採用している場合)
- (参考) 重要性基準に抵触するかどうかの簡易判定

1. はじめに

昨今の金利上昇を受け、退職給付会計で使用する割引率が上昇傾向にあります。割引率は、PBO を計算する際に用いられる重要な計算基礎です。

本シリーズ(退職給付会計の割引率)ではデュレーションアプローチにおける割引率に焦点を当て、実務と密接に関連するトピックを全3回に分けて紹介しています。第2回では、PBO の計算に使用する割引率の決め方について説明します。

ここで、第1回で紹介したデュレーションアプローチにおけるPBO計算の大まかな流れを再掲します。

【STEP1】

企業決算を迎える前に割引率2案を決めて、評価基準日時点のPBOを(割引率2案分)計算する。

さらに、この計算結果からデュレーションを計算する。

【STEP2】

企業決算日を迎えた後、決算日時点のイールドカーブとSTEP1のデュレーションをもとに割引率を設定する。

【STEP3】

STEP2で設定した割引率でのPBOを、補正計算により算出する。

【STEP4】

STEP3で算出した評価基準日時点のPBO、勤務費用、利息費用、及び評価基準日から決算日までの給付金実績を用いて、決算日時点のPBO、勤務費用を算出する(調整計算)

【STEP5】(重要性基準を採用している場合)

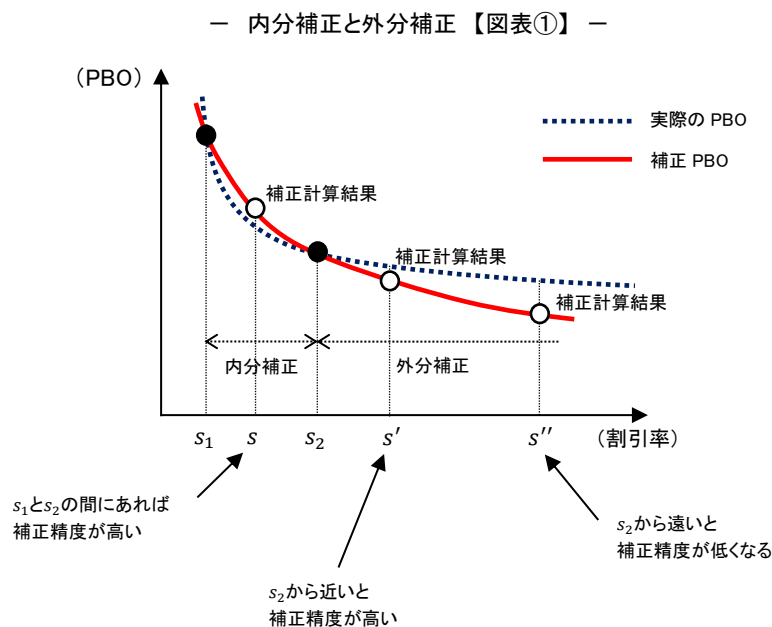
STEP4において、「前年の企業決算での割引率(前期末の割引率)により算定した場合の決算日時点のPBO」と比較して、「今年の決算日時点のイールドカーブに基づく割引率(期末の割引率)により算定した決算日時点のPBO」の変動が10%未満と推定される場合は、前期末の割引率を期末の割引率として採用する。

デュレーションアプローチには、事前に異なる2つの割引率によるPBO計算が必要になるという特徴があります。本稿の具体的なテーマは、「STEP1において、どのような割引率2案を決めればよいか」です。第1回で、STEP1における割引率2案分のとり方でSTEP3補正計算の結果が異なることを述べました。そのため、補正の精度を保つことができるようにすることが目標となります。

2. 二点補正の精度

それでは、割引率2案分を s_1 と s_2 (ただし、 $s_1 < s_2$)として、二点補正の精度について説明します。イメージ図からの解釈になりますが、おおむね以下の場合に補正の精度が高いといえます¹。

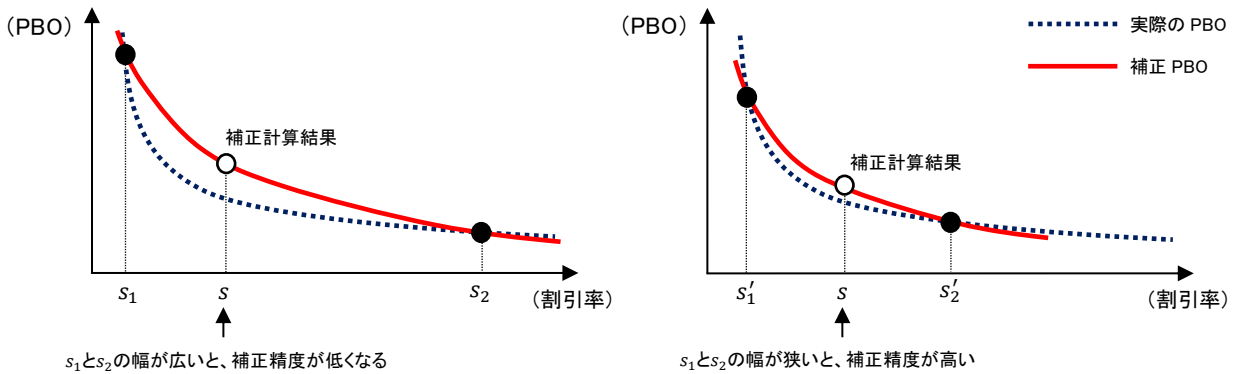
- s が s_1 と s_2 の間にある(内分補正)、もしくは s が s_1 と s_2 の間から外れた場合でも、 s_1 又は s_2 のいずれかと近い(外分補正)² → 【図表①】
- s_1 と s_2 の幅が広すぎない → 【図表②】



¹ 紙面の都合上、図は対数補間の場合のみ掲載していますが、線形補間でも同様のことがいえます。

² 一般的には内分補正が望ましいとされていますが、 s が s_1 と s_2 の間から大きく外れていなければ精度は大きく低下しないことが知られています。

－ 割引率 2 案分の幅による補正精度の違い【図表②】 －



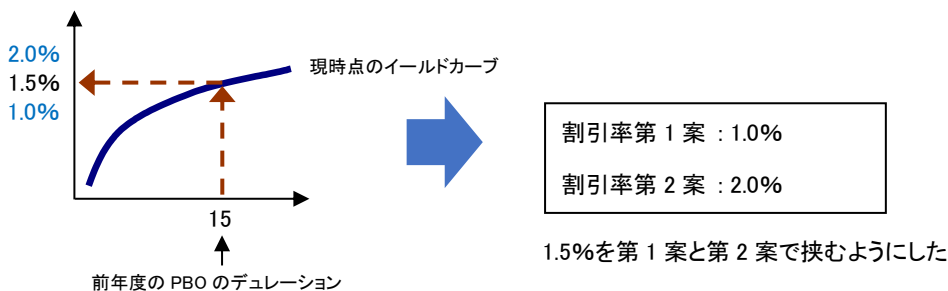
弊社でも、幅が広すぎると考えられる場合や、金利上昇の影響で外分補正になる可能性が高いとあらかじめ判断できるときは、お客さまに割引率の見直しをお勧めすることがあります。なお、「近い」や「広すぎない(る)」といった表現は、一概に定まるものではないことを意味しています。実際には退職給付債務への影響を考慮しつつ、監査法人との協議が必要な場合もあるものと考えます。

以下、この条件をなるべく満たすようにするための一例をお示します。なお、これらはあくまで考え方の例でありこれに限るものではありません。

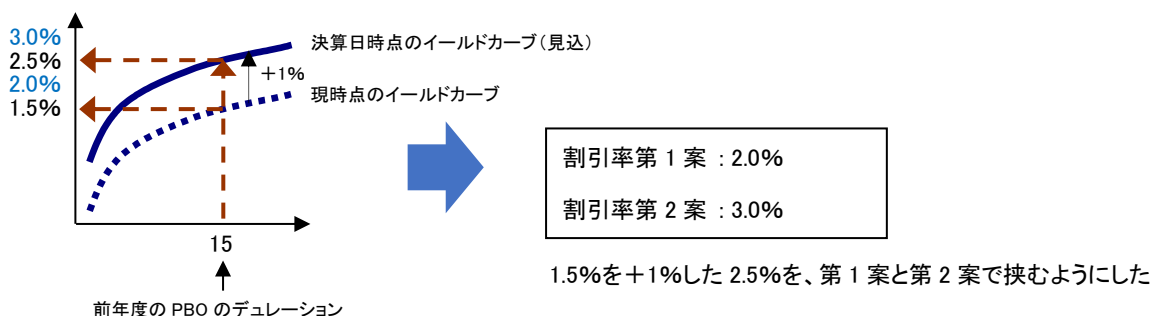
3. 割引率の決め方の例(重要性基準を採用していない場合)

- ① 前年度の PBO のデュレーションをもとに、現時点で最新のイールドカーブの対応する年限の割引率を調べる。
- ② ①で算定した割引率に決算日時点のイールドカーブの水準の予測を織り込んで、計算に使用する割引率を 2 案分決める。

例 1 : 金利の水準があまり変動しないと予想されるとき



例 2 : 金利の上昇が予想されるとき(決算日時点のイールドカーブが、現時点から 1%上昇すると予想したとする)



この方法では、「前年度の PBO のデュレーション³」「現時点で最新のイールドカーブ⁴」「決算日時点のイールドカーブの水準の予測」の 3 つの情報に基づいて割引率を決めています。なお、決算日時点のイールドカーブはまだ判明していないため、現時点の最新のイールドカーブや足元の金利の動向などをもとに、決算日のイールドカーブの水準を予想しています。

PBO のデュレーションがあまり変動しないこと、決算日時点のイールドカーブの水準がある程度予想できる場合は、この考え方が有効と考えられます。⁵

4. 割引率の決め方の例(重要性基準を採用している場合)

適用指針には重要性基準が定められており、これを継続して採用する場合は前年の企業決算での割引率(前期末の割引率)により算定した場合の PBO と比較して、今年の決算日時点のイールドカーブに基づく割引率(期末の割引率)により算定した PBO の変動が 10%未満であると推定されるときには、前期末の割引率を使用することになります。

【ケース 1】 * * * 金利水準があまり変動せず、重要性基準に抵触しないと予想される場合 * * *

- ① 割引率第 1 案は、前年度の企業決算に使用した割引率(前期末の割引率)とする。
- ② 前年度の PBO のデュレーションをもとに、現時点で最新のイールドカーブの対応する年限の割引率を調べ、第 2 案を決める。

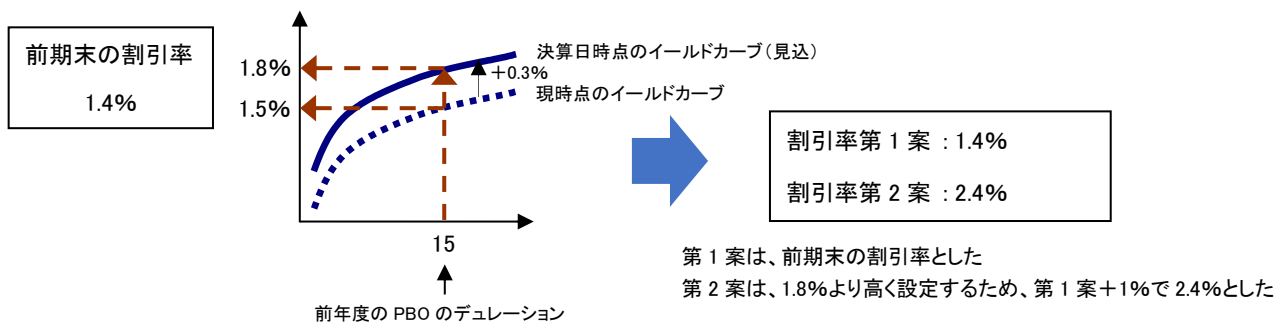
³ 実際に計算してみないとデュレーションの値はわかりませんが、退職給付制度・計算基礎・人員構成に大きな変化がなければ、およそ前年度の値に近くなると思われます。弊社では、お客さまに割引率の設定を依頼する際には、前年度のデュレーションも併せてお知らせしています。

⁴ 弊社では、月末時点のイールドカーブを毎月算定し、月初に計算を委託いただいているお客さまへ弊社ホームページ上で提供しています。

⁵ 決算日を迎えて割引率を算定した際、予想との乖離が大きく補正の精度が保たれないと判断される場合は、再度 STEP1 の計算を行うこともあります。なお、計算を外部機関へ委託している場合は、追加の費用が発生することがあります。

例：金利の上昇が若干程度と予想されるとき

(決算日時点のイールドカーブが、現時点から 0.3% 上昇すると予想したとする)



割引率第 1 案を前年度採用の割引率としたのは、重要性基準に抵触しない場合には、STEP4 で調整計算を行う際に STEP1 の結果をそのまま使用することができるようにするためです。(つまり、STEP3 の補正計算が不要となります。)

金利上昇(下降)局面において、決算日時点のイールドカーブが現時点から大幅に上昇(下降)すると考えられる場合は、重要性基準に抵触する可能性が高くなります。その場合は、以下の通りに算定することが考えられます。(重要性基準を採用していない場合と同様の方法です。)

【ケース 2】 * * * 金利の大幅な変動により、重要性基準に抵触すると予想される場合 * * *

- ① 前年度の PBO のデュレーションをもとに、現時点で最新のイールドカーブの対応する年限の割引率を調べる。
- ② ①で算定した割引率をもとに、計算に使用する割引率を 2 案分決める。

なお、重要性基準が外れるかどうかの判断が微妙で、前期末の割引率を第 1 案とすると割引率 2 案分の幅が広がってしまう場合は、もう 1 案分追加で PBO 計算を行う等の対応を検討します⁶。

今回は、まだ到来していない決算日時点のイールドカーブや、これから計算するデュレーションの水準がわからない中で、なるべく補正の精度を損なわないことを目標とした割引率の決め方の一例をご紹介しました。補正計算を行う際には、それが内分補正かどうかにとどまらず、たとえ結果として外分補正になった場合でも、第 2 節で述べた二点補正の精度が確保されているかという視点を持つことが重要です。

繰り返しとなりますが、記載した方法はあくまで一例ですので、必ずしもこの方法に従って決めなければいけないというわけではございません。割引率を決める際は、必要に応じ担当の会計士とのご相談のうえでご判断いただくことが重要です。

次回は、二点補正の具体的な数値例と STEP4 の決算日を迎えた後の調整計算等について説明したいと思います。

⁶ 計算を外部機関へ委託している場合は、追加の費用が発生する可能性があります。

(参考) 重要性基準に抵触するかどうかの簡易判定

重要性基準に抵触せずに前年度の割引率を継続使用できるかどうかを判断するにあつては、以下の不等式が参考になります。

i_0 : 前年度の企業決算で使用した割引率

i_1 : 計算に使用する予定の割引率

D : PBO のデュレーション(例えば、10年6月 \doteq 10.5、12年4月 \doteq 12.3)

このとき、重要性基準が外れない i_1 のおよその範囲は

$$\left(\frac{1}{1.1}\right)^{\frac{1}{D}} \times (1 + i_0) - 1 < i_1 < \left(\frac{1}{0.9}\right)^{\frac{1}{D}} \times (1 + i_0) - 1$$

実務では、 D を前年度のPBOのデュレーション、 i_1 を現時点で最新のイールドカーブの年限 D に対応する割引率として、スプレッドシート等を用いて計算することで、重要性基準が外れるかどうかのおおよその判断ができます。

例

・前年度採用のPBOのデュレーション

12年4月 $\rightarrow D \doteq 12.3$

・前年度採用の割引率 i_0

2.0%



$$1.22\% < i_1 < 2.87\%$$

(以上)